

大阪はびきの医療センター工事实績条件取扱基準（建築等工事）

大阪はびきの医療センター

（目 的）

- 1 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター建設工事条件付一般競争入札実施要領第9条第1項に基づいて、大阪はびきの医療センターが発注する建築等工事に、工事实績を求める場合の工事实績条件の取り扱いについて必要な事項を定める。

（適 用）

- 2 1億8千万円以上の建築工事（改修工事等を除く。）について、工事实績を求める場合は、別紙－1の規定を適用する。
その他の工事（改修工事等を含む。）については、工事内容に応じた別紙－2から別紙－4の規定による。

（工事实績条件）

- 3 工事实績条件は、下記の項目について工事内容に応じた別紙－1から別紙－4の条件とする。
 - (1) 実績評価物件
 - (2) 計画用途別工事实績条件
 - イ 用途
 - ロ 階数
 - ハ 面積
 - ニ 構造
 - ホ 病床数
 - (3) その他

（提出書類）

- 4 工事实績を証する書類を以下のとおり提出するものとする。
 - (1) 契約書（写し）

建築計画概要書又は確認申請書（確認済証）等に記載の建築主と契約したものに限る。
（受注形態が共同企業体でその構成員の場合は、共同企業体協定書（写し）を併せて提出すること。）
 - (2) 建築基準法に基づく建築計画概要書又は確認申請書（確認済証）等
 - (3) 図面（写し）

工事内容のわかる図面として、工事特記仕様書、面積表、平面図、立面図、断面図及びその他必要な図面を提出する。
本件の申請者名と「(2) 建築計画概要書又は確認申請書（確認済証）等」の施工者名又は建築主名、発注者名が異なる場合や施工者が明記されていない場合は、以下の書類全てを追加して提出する。

 - ① 発注者の工事施工証明書・・・（入札公告に定める様式）

- ② 発注者の印鑑証明書・・・(①に押印した印鑑・照合の後、返却する)
- ③ 建物の登記簿謄本・・・(所有権の保存登記者又は建物の表示登記の所有者が発注者と同一でないものは認めない。)

ただし、工事实績が公共工事の場合は、上記(1)及び(3)の書類の提出とする。また、工事实績の内容がコリンズで確認できる場合は、コリンズ登録資料の提出に替える事ができる。

「公共工事」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人又は地方住宅供給公社、が発注者となっている工事とする。

(構造等)

- 5 構造、階数、延べ面積は建築基準法上の取り扱いと同様とする。

(実績の有効期間)

- 6 工事实績として有効な実績は、以下のとおりとする。
 - (1) 4項に定める公共工事のうち、コリンズで確認できる実績は、「参加資格確認申請書」の提出日から過去15年以内に完成し発注者への引渡し完了したものとする。
 - (2) 前項以外の実績は、「参加資格確認申請書」の提出日から過去10年以内に完成し発注者への引渡し完了したものとする。

(対象物件)

- 7 工事实績は、1契約によるものとする。

(事実確認等)

- 8 工事实績について疑義がある場合は、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど、事実確認を行う。その上で、記載事項が事実と反する場合は、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を講じることもある。

(その他)

- 9 本取扱基準と入札公告が相違する場合は、入札公告を優先する。
本取扱基準に定めのない事項又は本取扱基準に関して疑義が生じたときは、工事内容等に応じて、事務局長に諮った上で決定する。

令和6年10月1日

〔別紙－１〕

1億8千万円以上の建築工事の工事实績条件

(1) 実績評価物件

- 工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 工事实績の対象物件は、医療施設及び医療施設に附帯する施設（以下「医療施設等」という。）の新築、改築、増築の物件を対象とする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(2) 計画用途別工事实績条件

計画用途別工事实績条件は、次表及びイからニによる。ただし、建築一式工事で工事金額が3億5千万円未満の工事は、ロのみとする。

○印の項目について、工事实績条件を定める。

計画用途	階数	延べ面積	構造	病床数	工事实績の建物種別
医療施設	○	○	○	○	医療施設等
医療施設に附帯する施設	○	○	○		注①

注①:工事实績の用途について別途定めることができる。

イ 用途

上記表により、計画用途別に定める工事实績の建物種別とする。

ロ 階数

計画規模	5F以下	6～8F	9～15F	16F以上
実績条件	—	6F以上	8F以上	別途定める

ハ 面積

- 工事实績として必要な延べ面積は下記計算式による数値以上（整数）とする。

計画延べ面積×調整率＝必要延べ面積（小数点以下は切り上げる）

- 調整率 次表による。

計画用途	調整率
医療施設	0.8
医療施設に附帯する施設	0.7

ニ 構造 次表による。

対象建築物の構造	実績構造条件
SRC	SRC・RC
RC	SRC・RC
S	SRC・RC・S

ホ 病床数

対象工事が医療施設においては、延べ床面積に応じて、以下の施工実績を求める。また、対象工事が医療施設に附帯する施設においても、施工実績を求める必要があると事務局長が認める場合は、以下に倣う

イ 延床面積 3,000 m ² 以上	300 病床以上の病院の新築、改築又は増築工事
ロ 延床面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	200 病床以上の病院の新築、改築又は増築工事
ハ 延床面積 1,000 m ² 未満	100 病床以上の病院の新築、改築又は増築工事

(3) その他

○工事実績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

- ・共同企業体での工事実績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事実績の100%を上限とする。

【計算式】

工事実績（延べ面積）＝共同企業体としての工事実績（延べ面積）×共同企業体での出資比率×2.0

- 建物の高さ・用途等により施工難度等の特殊要件を必要とする場合は、別途工事実績要件を定めることができる。
- （提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、大阪はびきの医療センター工事実績条件取扱基準（建築等工事）の4項から9項による。

〔別紙—2〕

その他の工事の「アスベスト対策工事」の工事実績条件

(1) 実績評価物件

- 工事実績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事実績は下記のとおりとする。

(2) 施工実績

次のア又はイに該当する者であること。

- ア (一財)日本建築センターが実施する建設技術審査証明事業に係る吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去工法)についての審査証明を参加資格確認申請書の提出の日までに受けている者であること。
- イ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の元請負人又は下請負人として3件以上、かつ、除去面積の合計が発注工事の除去面積の6割以上の工事で、発注年度の15年前の4月1日から参加資格確認申請書の提出日までに同法第18条の15第1項の規定に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書(特定建築材料の種類は吹付け石綿に限る。)」を届出したもので、かつ、竣工したものに限り、)の実績を有する者であること。

なお、元請負人とは、当該届出書に記載された特定工事を施工する者をいい、下請負人とは、当該届出に係る大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第10条の4第1項の届出書に記載された下請負人の現場責任者に係る当該下請負人をいう。

(3) その他

- (提出書類)(構造等)(実績の有効期間)(対象物件)(事実確認等)(その他)については、大阪はびきの医療センター工事実績条件取扱基準(建築等工事)の4項から9項による。

〔別紙—3〕

その他の工事の「改修工事」の工事実績条件

(1) 実績評価物件

- 工事実績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 工事実績の対象物件は、医療施設等の増築、改修の物件を対象とする。ただし、独立する医療施設に附帯する施設については、同種同類の施設の新築、改築、増築、改修の物件を対象とできる。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事実績は下記のとおりとする。

(2) 施工実績

○改修工事の実績として必要な請負代金額及び面積等は、次表による。

工事種別	工事内容	実績を求める 請負代金額等	備考
一般工事	・改修工事（B等級以上） ※2	請負代金額（税込み） の実績を求める場合は、対象工事の発注時の等級区分における最低工事金額の70%以上とする。 *面積等の実績を求める場合は調整率（0.7）=以上の実績とする。	・AA等級の場合、5億6千万円以上（8億円×0.7） ・A等級の場合、4億2千万円以上（6億円×0.7） ・B等級の場合、1億2千6百万円以上（1億8千万円×0.7） *上記全てにおいて、面積等の場合は調整率（0.7）=以上の実績とする。
専門工事	・アスベスト対策工事は別途記載（別紙—2） ・その他の改修工事	・改修内容に応じて適宜設定する。	・工事内容、対象施設規模等を考慮して設定する。
特殊工事			
	・その他の特殊工事	・改修内容に応じて適宜設定する。	・採用する工法、対象施設規模等を考慮して設定する。

※2 C・D等級工事についても、工事内容等に応じて施工実績を求めることができる。

○使用しながらの改修工事の取扱い

- ・対象工事が、外来診療又は病棟あるいはその両方を含む建築物において実施する工事の場合、当該建築物の延べ床面積に応じて、以下の施工実績を求めることができる。

イ 延床面積 3,000 m²以上

300 病床以上の病院の増築又は改修工事

- ロ 延床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満 200 病床以上の病院の増築又は改修工事
 - ハ 延床面積 1,000 m²未満 100 病床以上の病院の増築又は改修工事
- ・対象工事が、前記以外の建築物においても、施工実績を求める必要があると事務局長が認める場合は、前記イ～ハに倣う

(3) その他

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

- ・共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

【計算式】

工事实績（請負代金額）＝共同企業体としての工事实績（請負代金額）×共同企業体での出資比率×2.0

○（提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、大阪はびきの医療センター工事实績条件取扱基準（建築等工事）の4項から9項による。

[別紙－４]

その他の工事の「撤去工事（階上解体）」の工事实績条件

(1) 実績評価物件

- 工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(2) 施工実績

下記の建物撤去工事の実績を有していること。（元請での工事实績であること。）

なお、新築等工事に伴う建物撤去工事を含む1契約の工事实績でも可とする。

○ 用途

問わない

○ 階数

地上8階建て以上

○ 面積

問わない

○ 構造 次表による

対象建築物の構造	実績構造条件
SRC造	SRC・RC・S
RC造	SRC・RC・S
S造	SRC・RC・S

(3) その他

- （提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、大阪はびきの医療センター工事实績条件取扱基準（建築等工事）の4項から9項による。
- 対象建築物が地上7階以下の場合の施工実績条件等は、事務局長に諮った上で定める。